

アレルギー疾患医療提供体制の在り方 について

平成29年7月

アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会

はじめに

平成 26 年 6 月に、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号、以下「法」という。）が成立し、平成 27 年 12 月に施行された。法第 11 条第 1 項に、「アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定しなければならない」と規定され、平成 28 年 2 月より、「アレルギー疾患対策推進協議会」において基本指針に関する議論が行われ、平成 29 年 3 月 21 日に基本指針の厚生労働大臣告示を行った。

この基本指針の中で、国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが謳われており、基本指針にアレルギー疾患の医療提供体制について、以下内容が記載された。

- 国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。
（基本指針 第 3 条（2）オ）
- 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。
（基本指針 第 3 条（2）カ）
- 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。
（基本指針 第 3 条（2）キ）

当該事項について、平成 29 年4月より、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を開催し、より具体的な内容の検討を進めてきた。

今回、都道府県をはじめとするアレルギー疾患対策の推進に携わる者が、アレルギー疾患全体の質の向上に資する医療体制を検討する際に活用できるよう、アレルギー疾患医療提供体制の在り方について、ここに具体的な考え方をとりまとめる。

目次

1. アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ	4
2. アレルギー疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等に求められる役割.....	5
1) 中心拠点病院の役割	5
2) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割.....	6
3) かかりつけ医の役割.....	7
4) 薬剤師・薬局の役割	8
3. 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定	8
1) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定主体について.....	8
2) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定要件について.....	8
4. 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置.....	9
1) 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の役割	9
2) 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の構成	9
「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における議論の経過	11
「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」開催要綱.....	12
「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」構成員名簿	13

1. アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

アレルギー疾患の重症化の予防のためには、正確な診断に基づく、適切な治療と管理が行われることが重要である。

そのため、診療所や一般病院で発症早期や軽症の患者の多くの診療を担うかかりつけ医¹に対し、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報が常に提供され、それに基づき、適切な治療が決定される環境が構築されることが重要である。

各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる医療機関である「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）」は、診療所での診断・治療や、診療所から紹介を受けた一般病院での診断・治療では病態が安定化しない場合、適宜、診断・治療に関与することが必要となる。その後、病態が安定化した場合や治療方針に大きな変化がない場合は、患者の利便性も鑑み、かかりつけ医による診療を中心に行うことが望ましい。また、都道府県拠点病院は、都道府県が設置する「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「都道府県連絡協議会」という。）」で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む。

国立研究開発法人国立成育医療研究センターと独立行政法人国立病院機構相模原病院は、アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる「中心拠点病院」として、国の政策に基づきアレルギー疾患に関する科学的知見に基づく適切な情報の提供や各都道府県拠点病院の専門的な知識及び技術を有する医療従事者の育成を行う。

かかりつけ医、都道府県拠点病院、中心拠点病院の連携のイメージ図については、別紙1を参照。

¹ 本報告書における「かかりつけ医」とは、なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師であり、病院の医師か、診療所の医師か、あるいはどの診療科かを問うものではない。

2. アレルギー疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等に求められる役割

アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるにあたり、中心拠点病院、都道府県拠点病院、かかりつけ医との間の連携協力が必要である。また、アレルギー疾患医療において、薬局が、医療機関と連携し、患者の服薬状況の把握を介した薬学的管理を実施する等、積極的に関与することが、重症化の予防及び治療のためには重要である。

これら医療機関や薬局に求められる役割を、診療、情報提供、人材育成、研究、その他の観点から以下の通り整理する。

1) 中心拠点病院の役割

① 診療

中心拠点病院は、診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

② 情報提供

中心拠点病院は、国民や医療従事者その他のアレルギー疾患に携わる関係者に対し、ウェブサイトや講習会等を通じ、アレルギー疾患に関する科学的知見に基づく適切な情報を提供する。

③ 人材育成

中心拠点病院は、都道府県拠点病院でアレルギー疾患医療に従事する、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成のため、関係学会や関係団体等と協力し、中心拠点病院やその他の医療機関での研修等の企画を行い、都道府県拠点病院と協力し計画的に実施する。

さらに、全国の都道府県や市区町村等で実施する地域住民、医療従事者その他のアレルギー疾患に携わる関係者向けの研修や講習会で活用できる共

通教材等の作成、提供を行う。

④ 研究

中心拠点病院は、国が全国的な疫学研究、臨床研究等を長期的かつ戦略的に推進することに協力する。

⑤ その他

中心拠点病院は、定期的に全国拠点病院連絡会議を開催し、全国の都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、アレルギー疾患医療の均てん化に向けた取組等につき協議を行う。

2) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

① 診療

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

② 情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、都道府県連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

③ 人材育成

都道府県連絡協議会での検討を基に、都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に

関与する。

④ 研究

学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

⑤ その他

都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

上記役割の具体的内容については、別紙2を参照。

3) かかりつけ医の役割

かかりつけ医は、定期的な処方や検査等の日常的診療を行う、患者に最も身近な存在であり、こうした日々の診療において、科学的知見に基づいた適切な医療を提供することが期待される。そのため、都道府県連絡協議会等が企画する研修会に積極的に参加し、最新の科学的知見に基づいた適切な医療についての情報を有する必要がある。

また、診療所や、診療所から紹介を受けた一般病院で診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症および難治性アレルギー疾患患者については、適宜、都道府県拠点病院を紹介することが求められる。

4) 薬剤師・薬局の役割

アレルギー疾患において、薬剤師・薬局は医師の処方に基づき、患者に対して有効で安全な医薬品による治療を提供することが重要である。そのため、薬剤師・薬局は、医療機関と連携をとりながら、最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び指導を行う必要がある。

また、薬学的専門性の観点から、服薬情報や副作用（特にアレルギー歴）等の情報について、処方を行った医師へのフィードバックを行うこと等も求められる。

3. 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定

1) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定主体について

選定主体は都道府県とし、人口分布、交通の利便性等地域の実情を総合的に考慮し、都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たしている、または将来果たすことが期待される医療機関を都道府県拠点病院として選定する。

都道府県は、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、必要に応じ、都道府県拠点病院の見直しを行う。

なお、国は、都道府県が都道府県拠点病院を評価するにあたり、必要な支援を行う。

2) 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定要件について

都道府県拠点病院は、各都道府県につき、原則1～2箇所程度選定されるものとする。

都道府県拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤

していることが求められる。選定を検討する医療機関に、このような医師が常勤しない診療科がある場合、当該診療科の専門的な知識と技能を有する医師が常勤している他の医療機関の診療科を合わせて選定することで、都道府県拠点病院としての選定基準を満たすものとする。また、各診療科の医師においては、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師であることが望ましい。

加えて、都道府県拠点病院には、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。

また、都道府県拠点病院は、小児から高齢者までの診療を担える医療機関であることが基本であるが、都道府県における小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っている小児専門医療機関が存在する場合、当該機関も都道府県拠点病院として選定されることが考えられる。

4. 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

1) 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の役割

都道府県は、アレルギー疾患対策を推進するため、都道府県連絡協議会を設置する。都道府県連絡協議会は、都道府県拠点病院で実施する調査、分析を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、都道府県拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図る。すでに都道府県において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。

2) 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の構成

都道府県連絡協議会の構成員としては、例えば、都道府県や都道府県拠点病

院、アレルギー疾患の日常的な診療を行う医療機関、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する医療従事者、医師会、市区町村、教育関係者、アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者や住民その他の関係者が想定される。

「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」 における議論の経過

第1回 検討会(平成 29 年4月 20 日)

議題: 座長選任及び座長代理指名、アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会の目的、今後の検討会の進め方(案)、アレルギー疾患医療提供体制のたたき台

第2回 検討会(平成 29 年6月1日)

議題: アレルギー疾患医療提供体制の在り方について(たたき台)

第3回 検討会(平成 29 年6月 28 日)

議題: アレルギー疾患医療提供体制の在り方について(案)

「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」

開催要綱

1. 趣旨

平成 27 年 12 月に施行されたアレルギー疾患対策基本法に基づき、平成 29 年 3 月に大臣告示された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」において、

- 国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。
- 国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。
- 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院を中心とする医療機関の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

とされている。

本検討会では、この基本指針に基づき、アレルギー疾患医療提供体制の在り方について検討することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- (1) アレルギー疾患医療提供体制の在り方について
- (2) その他アレルギー疾患医療提供体制に関する事項について

3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」

構成員名簿

- あらきだ みかこ
荒木田 美香子 国際医療福祉大学小田原保健医療学部副学部長・看護学科 学科長・教授
- えびさわ もとひろ
海老澤 元宏 独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター 副センター長
- おおつか よしかず
大塚 宜一 大塚診療所 院長(順天堂大学医学部小児科学教室客員准教授)
- おかもと よしたか
岡本 美孝 国立大学法人千葉大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科・頭頸部腫瘍学 教授
- おだ まさみち
織田 正道 公益社団法人全日本病院協会 副会長
- かとう のり
加藤 則人 京都府立医科大学大学院医学研究科皮膚科学 教授
- くろかわ ひろかず
黒川 博一 日本赤十字社 秋田赤十字病院 副院長(一般社団法人日本病院会)
- さいとう ひろひさ
斎藤 博久 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副研究所長
- たの なるみ
田野 成美 大阪狭山食物アレルギーアトピーサークル Smile・Smile 代表
- なかざわ こ
中澤 よう子 神奈川県保健福祉局技監(地域包括ケア担当)兼保健医療部長
- ながの みき
永野 美紀 福岡市早良区保健福祉センター 所長
- にしま さんけい
西間 三馨 独立行政法人国立病院機構福岡病院 名誉院長
- はやかわ こういち
早川 宏一 秋田県厚生農業協同組合連合会 秋田厚生医療センター眼科 科長
- ば ば たけひこ
馬場 武彦 一般社団法人日本医療法人協会 副会長
- ふじさわ たかお
藤澤 隆夫 独立行政法人国立病院機構三重病院 院長
- むらまつ あきよし
村松 章伊 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
- まつもと きちろう
松本 吉郎 公益社団法人日本医師会 常任理事
- やまぐち まさお
山口 正雄 帝京大学医学部内科学講座呼吸器・アレルギー学 教授

○座長